

# ASEAN 諸国との経済連携協定の知的財産に関する規定について

松尾淳一（ユアサハラ法律特許事務所・弁理士）

## *Intellectual Property in Economic Partnership Agreement between Japan and ASEAN Countries*

*Junichi Matsuo*  
*Patent Attorney, Yuasa and Hara*

【要旨】 日本が最初に結んだ経済連携協定は、2002年に署名・発効した日・シンガポール経済連携協定であり、その後、2009年までに、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナムとの経済連携協定が発効しているように、2000年代に、日本はASEAN諸国との経済連携協定（EPA）の交渉に集中している時期がありました。本稿では、日本とASEAN諸国との経済連携協定（EPA）の知的財産に関する規定を概観し、その時の日本の交渉方針を考えてみます。

【キーワード】 経済連携協定      自由貿易協定      ASEAN EPA FTA

【Abstract】 The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement that is signed and entered in force in 2002 is the first economic partnership agreement that Japan is negotiated and agreed. In 2000s, Japan concentrated the negotiations with Malaysia, Thailand, Indonesia, Brunei, the Philippines, and Vietnam to establish economic partnership agreements. In this article, intellectual property chapter of economic partnership agreement with ASEAN countries are briefly reviewed, and the negotiation policy for the intellectual property chapter in those days is assumed.

【Keywords】 economic partnership agreement      free trade agreement      ASEAN EPA FTA

## 1. はじめに

2016年2月4日に署名がなされた環太平洋パートナーシップ協定や、2017年7月6日に大枠合意が発表された日EU経済連携協定においても、知的財産に関する規定がおかれているように、近年結ばれている経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）においては、知的財産に関する規定がその重要な部分を占めています。

日本が最初に結んだ経済連携協定は、2002年に署名・発効した日・シンガポール経済連携協定であり、その後、メキシコ、チリ、スイスを間に挟むも

の、2009年までに、マレーシア、タイ、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、ベトナムとの経済連携協定が発効しているように、2000年代に、日本はASEAN諸国との経済連携協定（EPA）の交渉に集中している時期がありました。

本稿では、知的財産に関する環境の変化や各国がその後加盟した条約を踏まえつつ、日本とASEAN諸国との経済連携協定（EPA）の知的財産に関する規定を概観し、その時の日本の交渉方針を考えてみたいと思います。

なお、経済連携協定（EPA）とは、一般に、主に物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする自由貿易協定（FTA）とは異なる

り、それらに加え、投資、人の移動、政府調達、知的財産、競争政策、ビジネス環境の整備、二国間協力等を含む幅広い分野を対象とする協定であるとされますが、自由貿易協定（FTA）と称しつつもこれらの分野を含む協定が大半である現状を鑑み、本稿では、経済連携協定（EPA）という用語と、自由貿易協定（FTA）という用語が同義であるとして用います。

## 2. 経済連携協定（EPA）とは

2016年7月29日時点で164の加盟国・地域を有する世界貿易機関（WTO）は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（以下「マラケシュ協定」という。）に基づいて設立されています。

知的財産に関係する人々にとっては、このマラケシュ協定の附属書1Cである知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「TRIPS協定」という。）がよく知られているわけですが、経済連携協定（EPA）は、このマラケシュ協定第2条第2項により、マラケシュ協定の不可分の一部とされる1947年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「1947年のGATT」という。）第24条、及び、マラケシュ協定附属書1Bであるサービスの貿易に関する一般協定第5条に規定されているものです。

1947年のGATT第1条で最恵国待遇が定められていますが、経済連携協定（EPA）の最も大きな目的は、この最恵国待遇の例外として、それを締結した国の間でより低い関税を認めることとなります。

## 3. TRIPS 協定における最恵国待遇と経済連携協定（EPA）

TRIPS協定においても、その第4条に最恵国待遇が定められています。しかしながら、1947年のGATTで規定される最恵国待遇とは違い、このTRIPS協定第4条に規定する最恵国待遇は、経済連携協定（EPA）に基づいた例外を認めていません。そのため、A国とB国が結んだ経済連携協定（EPA）に規定される知的財産に関する規定は、ほとんどの規定がそのままC国の国籍を有する者にも適用（均

霈）されることとなります。すなわち、先行するA国とB国が結んだ経済連携協定（EPA）の知的財産に関する規定が高いレベルでの知的財産を保護する規定である場合には、その後C国がA国ないしB国と経済連携協定（EPA）の締結交渉を行なう場合には、既に、先行するA国とB国が結んだ経済連携協定（EPA）で規定されている部分については、改めて交渉する必要性はないものとなります。

これが如実に表れたのは日本・メキシコ経済連携協定で、先行する北米自由貿易協定（NAFTA）が、その第17章に知的財産に関する詳細な規定を有し、そのほとんどの規定がそのまま日本の国籍を有する者にも適用（均霈）されるので、日本・メキシコ経済連携協定には、最恵国待遇が適用されることのない技術協力に関する第144条が存在するだけとなっています。

## 4. 日本と ASEAN 諸国との経済連携協定（EPA）

日本とASEAN諸国との経済連携協定（EPA）には、発効日順で並べると以下のものがあります。（なお、これ以降、「日本とASEAN諸国との経済連携協定（EPA）」を単に「EPA」という場合があります。また、「日・シンガポール経済連携協定」の代わりに「JSEPA」など、以下の略称を用いることとします。）

日・シンガポール経済連携協定（JSEPA, 2002年11月30日発効）

日・マレーシア経済連携協定（JMEPA, 2006年7月13日発効）

日・タイ経済連携協定（JTEPA, 2007年11月1日発効）

日・インドネシア経済連携協定（JIEPA, 2008年7月1日発効）

日・ブルネイ経済連携協定（JBEP, 2008年7月31日発効）

日・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP, 2008年12月1日から順次発効）

日・フィリピン経済連携協定（JPEPA, 2008年12月11日発効）

日・ベトナム経済連携協定（JVEPA, 2009年10

月1日発効)

これら EPA のうち、AJCEP は、その第 53 条に知的財産が経済協力の分野として規定されているだけで、それ以外の権利取得や権利行使などに関する規定は存在していません。また、JBEP A においても、知的財産に関する規定は、その第 8 章「ビジネス環境の整備」に第 97 条として概括的な規定があるだけとなっています。これらは、AJCEP が後発開発途上国であるカンボジア、ミャンマー、ラオスを締約国で含むなど、交渉時の相手国の知的財産に関する整備状況をみて、現実的に判断したものと考えられます。

また、JSEPA は、日本が最初に結んだ経済連携協定ということや、その経済発展の段階が日本と比するほど高いということもあり、技術協力だけに主眼をおいたものとなっています。

## 5. EPA の知的財産に関する規定

ここからは、EPA の知的財産に関する規定の各条文を概観することとします。なお、条文の順番は各 EPA に掲載される順番ではなく、対応する TRIPS 協定の章・条文の順番とします。また、既に述べたように、JSEPA、JBEP A と AJCEP は、知的財産に関する規定が多くないので、特に必要な場合を除き、割愛することとします。

### 5.1. 一般規定及び基本原則

EPA の知的財産に関する規定のうち、TRIPS 協定第 1 章「一般規定及び基本原則」に対応する部分で注目すべきなのは、各 EPA で共通する部分では、知的財産の定義、最恵国待遇と内国民待遇に関する規定、そして、異なる部分では、JTEPA 第 129 条「目的」の規定かと思えます。

#### 5.1.1. 知的財産の定義

知的財産ないし知的財産権の定義として、TRIPS 協定には、

TRIPS 協定第 1 条 (2)

この協定の適用上、「知的所有権」とは、第 2 部の第 1 節から第 7 節までの規定の対象となるすべての種類の知的所有権をいう。

となっています。TRIPS 協定第 2 部の第 1 節から第 7 節に規定されるのは、著作権及び関連する権利、商標、地理的表示、意匠、特許、集積回路の回路配置、開示されていない情報の保護であり、また、TRIPS 協定第 2 条 (1) で遵守することが要求されるパリ条約第 8 条に商号、第 10 条の 2 に不正競争が規定されていることから、TRIPS 協定で規定される知的財産ないし知的財産権としては、少なくとも、これらのものが含まれることになります。

日本と ASEAN 諸国との EPA においても、例えば、JMEPA 第 112 条

2 この章に規定する知的財産とは、次のすべての種類の知的財産をいう。

- (a) 第 119 条から第 124 条までの規定の対象となるもの
- (b) 貿易関連知的所有権協定又は貿易関連知的所有権協定に規定する関連する国際協定に基づくもの

とされているので、条文の形としては TRIPS 条約と同様の形態を取っているようにみえるのですが、JMEPA、JTEPA、JIEPA、JPEPA、JVEPA には、植物新品種（育成者権）に関する規定が含まれているので、TRIPS 協定で規定されるものに加え、植物新品種（育成者権）についても、知的財産であると扱われることが、TRIPS 協定との相違になります。

#### 5.1.2. 最恵国待遇と内国民待遇

EPA のうち、JSEPA、JBEP A、AJCEP、JPEPA の 4 つ以外については、最恵国待遇と内国民待遇の条文を有しています。

TRIPS 協定第 3 条には内国民待遇が、第 4 条には最恵国待遇が規定されており、EPA があっても、これら TRIPS 協定の規定が適用されることには変わらないのですが、TRIPS 協定の内国民待遇と最恵国待遇には、著作権及び関連する権利について例外があること、また、日本と ASEAN 諸国との EPA が、TRIPS 協定の知的財産には含まれないと解釈される恐れのある、植物新品種（育成者権）に関する規定を有することで、EPA の内国民待遇と最恵国待遇の規定には意味があることとなります。

### 5.1.3. JTEPA 第 129 条

他の EPA とは異なり、JTEPA は第 129 条に目的を規定する条文を有しています。このうち第 129 条第 1 項は、TRIPS 協定第 7 条目的に対応するものですが、第 129 条第 2 項は、2001 年にドーハで開催された第 4 回閣僚会議でなされた TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言に対応するものです。TRIPS 協定第 1 条 (1) が「加盟国は、この協定を実施する。加盟国は、この協定の規定に反さないことを条件として、この協定において要求される保護よりも広範な保護を国内法令において実施することができるが、そのような義務を負わない。加盟国は、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内でこの協定を実施するための適当な方法を決定することができる。」と規定しているので、第 129 条第 2 項の有無にかかわらず、ドーハで開催された第 4 回閣僚会議でなされた TRIPS 協定と公衆衛生に関する宣言が適用されることは明らかですので、この第 129 条は確認的に置かれたものと考えられます。

## 5.2. 著作権及び関連する権利

インターネット等の発展に伴い、著作権及び関連する権利は時代とともに大きく変わってきているものと思いますが、EPA には、それが交渉されていた時点で議論の対象となっていたものに関する条文がみられます。

### 5.2.1. 著作権に関する世界知的著作権機関条約 (WCT)、実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約 (WPPT) に関連する規定

著作権関連の規定としては、まず、著作権に関する世界知的著作権機関条約 (WCT) や実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約 (WPPT) に規定されるような、著作者、実演家及びレコード製作者に対する利用可能化権の付与、技術的保護手段回避に対する法的救済、著作物の電磁的保護情報の未許可での除去または改変の禁止の規定がありません。

これらの条約は 1996 年に作成されたもので、ASEAN 諸国でも、これら条約への加盟が、EPA の交渉の時点の前となる国、その途中となる国、その後となる国、そして、本稿を書いている時点で

も未加盟な国があり、条文の有無、条文の規定ぶりに影響を与えています。それぞれの規定ぶりにも興味はあるところですが、本稿を書いている時点で既に 2 つの条約に加盟した国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール) については、これらの規定があったとしても重複することになるので、それらの国についてはこの規定は重要なものではありません。

これに対し、本稿を書いている時点では、タイ、ベトナムのいずれも、著作権に関する世界知的著作権機関条約 (WCT)、実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約 (WPPT) に加入していないので、JTEPA、JVEPA の条文は意味を持つことになります。ただし、JTEPA の条文は、著作権に関する世界知的著作権機関条約 (WCT) や実演及びレコードに関する世界知的著作権機関条約 (WPPT) に近い詳細な規定になっているのに対し、JVEPA は、著作者、実演家及びレコード製作者に対する利用可能化権の付与に関する規定を欠き、技術的保護手段回避に対する法的救済、著作物の電磁的保護情報の未許可での除去または改変の禁止の規定もかなり簡略化した規定となっている違いがあることに留意する必要があります。

### 5.2.2. インターネット・サービス・プロバイダに関する規定

JMEPA は、その第 122 条第 2 項に、日本の特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (プロバイダ責任制限法) に規定されるような、インターネット・サービス・プロバイダの責任に関する規定を有しています。

他の EPA には、この条文に直接対応する規定はありませんが、JIEPA、JPEPA、JVEPA には、知的財産に関する小委員会の条文に、協議する事項として、インターネット・サービス・プロバイダの責任が明示されています。

### 5.2.3. 著作権及び関連する権利を集中管理する団体

JMEPA、JTEPA、JIEPA、JVEPA には、著作権及び関連する権利を集中管理する団体の発展を促進するための規定が含まれています。

JPEPA は対応する条文を有しませんが、知的財産に関する小委員会の条文に、協議する事項として、



著作権及び関連する権利を集中管理する団体が明示されています。

### 5.3. 商標

商標については、与えられる権利、周知商標についての規定が複数の国に、先願主義、多区分出願、更新期間についての規定がJIEPAにみられます。

#### 5.3.1. 与えられる権利

JMEPA, JTEPA, JIEPAは、TRIPS協定第16条第1項と同様の規定を有していますが、確認的に規定されたものと考えられます。

#### 5.3.2. 周知商標の保護

日本の商標法は、その第4条第1項第19号に、不正の目的をもって日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標を登録することができない旨の規定を置いています。

物品やサービスが国境を越えて自由に流通するようになったことを踏まえ、これと同様の規定が、JMEPA, JTEPA, JIEPAに規定されています。

JPEPAは対応する条文を有しませんが、知的財産に関する小委員会の条文に、協議する事項として、広く認識されている商標の保護が明示されています。

#### 5.3.3. 先願主義、多区分出願、更新期間

JIEPAは、以下のような、インドネシアでの実務を明確にするために、先願主義、多区分出願、更新期間に関する規定を置いています。

### 5.4. 地理的表示

EPAが交渉された時期の前から地理的表示も重要な問題と認識されるようになってきましたが、地理的表示について具体的な条文を有するのは、JTEPAとJVEPAに留まっており、それも、日・チリ経済連携協定のような地理的表示や対象となる産品を特定して保護することを義務付けるような規定ではなく、一般的な規定に留まっています。

### 5.5. 意匠

意匠については、ASEAN諸国内においても審査国・無審査国の双方が存在するなど、各国でかなり

状況が異なっているため、JPEPA, JVEPAのように、TRIPS協定に規定されたとおりの保護を求める確認規定のみを有する場合と、JMEPA, JTEPA, JIEPAのように、より詳細な規定を有するものに分かれています。

#### 5.5.1. 保護の要件

物品が国境を越えて自由に流通するようになったことや、インターネット等で国外の情報を容易に入手できるようになったことを踏まえると、意匠における公知の要件を国内に限る規定は不合理になりつつあるものと考えられます。JMEPA, JTEPAでは、意匠における公知の要件を国際公知とすることを規定する条文が含まれています。

これに対し、JIEPAには、インドネシアでの実務を明確にするための規定として、意匠が既知の意匠と著しく異なるものでない場合には、当該意匠を新規性又は独創性のある意匠でないものとすることを定める規定、先願主義に関する規定が置かれています。

#### 5.5.2. 保護

意匠の保護の範囲は、TRIPS協定には「保護されている意匠の複製又は実質的に複製である意匠」という規定がありますが、JTEPAにはそれを確認する規定、JIEPAは保護の範囲を「保護されている意匠と同一又は類似の意匠」に拡張する規定が含まれています。

#### 5.5.3. 部分意匠

自動車用部品など、部品そのものが国内外で多数流通していることを考えると、部分意匠の保護は重要となってきています。JIEPAは、部分意匠にまで保護を与えるべきことを規定しています。

### 5.6. 特許

日本が技術立国であることなどから、EPAでは特許に関する条文が多くみられ、議論の対象となったものと想定されます。保護対象の発明に関する規定としては、微生物、コンピュータ・プログラムに関する規定が、手続に関する規定としては、早期審査、情報提供、分割出願、拒絶査定不服審判請求時の補正、公開公報、訂正の機会の付与があります。

### 5.6.1. 微生物、コンピュータ・プログラム

TRIPS 協定においては、微生物に関する発明であっても特許の対象としなければなりません。自然発生した微生物 (naturally occurring microorganism) を特許の対象から除外している国がありました。JMEPA、JTEPA には、微生物を特許の対象とすることを確認する規定が置かれています。

また、これら ASEAN 諸国は植民地時代の宗主国が欧州の国であることが多く、その影響を受けコンピュータ・プログラムを特許の対象としない旨の規定を有する国があります。欧州では判決や欧州特許庁の審決により、特許の対象としないコンピュータ・プログラムとは、コンピュータ・プログラムそのものとする解釈が確立されているかと思いますが、ASEAN 諸国では、そのような判決や審決の蓄積がないため、コンピュータ・プログラムを用いる発明、すなわち、コンピュータ関連発明は特許の対象とはならないものと解釈しているのではないかと推察される国があります。JIEPA、JVEPA は、コンピュータ関連発明が特許の保護の対象であることを確認する規定として、特許出願に係る保護の対象がコンピュータ・プログラムに関連するという理由のみによって、当該特許出願が拒絶されないことを確保する旨の規定を含んでいます。

### 5.6.2. 早期審査

審査期間を短縮することは知的財産庁の永遠の課題の一つともいわれており、ASEAN 諸国の知的財産庁でも変わらないものと考えられます。すべての出願に対して審査期間を短縮することが最も必要ではありますが、メリハリをつけ重要と考えられるものの審査期間を短縮することから手をつけるのが現実的な対策ではないかと考えられます。

JMEPA、JIEPA、JPEPA、JVEPA は、他国に同一又は実質的に同一な発明について特許出願があること、出願人以外の者が業として特許出願に係る発明を実施していること、出願人に対して先行技術調査結果を提出することなどを要件として、知的財産庁に早期審査（優先審査）を求めることができる旨の規定を置いています。JTEPA は協定そのものにはそのような規定を置いていませんが、日本特許庁とタイ知的財産局が別途交換した書簡に基づき、同様

に早期審査を求めることができるようになっていません。

本稿を書いている時点で、シンガポール、フィリピン、インドネシア、タイ、マレーシア、ベトナムと日本との間で特許審査ハイウェイ（PPH）が適用できるようになっていますので、他国に同一または実質的に同一な発明について特許出願があることを要件としている条文は、その重要度を減らしているものと考えます。

しかし、JVEPA の、出願人以外の者が業として特許出願に係る発明を実施していることを要件とする規定は、依然として意義を失っていないものと考えます。

### 5.6.3. 情報提供

第三者が特許の付与を阻止する手段としては、特許異議の申立てや無効審判が知られています。

ASEAN 諸国を含む発展途上国における特許異議の申立ての制度は、日米欧などの特許異議の申立ての制度とは異なり、審査官の先行技術調査の負担を軽減することを目的として、公開公報の発行後審査官による実体審査の前に行なわれるものがあります。インドネシアも、このような形態の特許異議の申立ての制度を有していますが、異議の申立てができる期間が公報発行から 6 カ月とされ、その後第三者がなせる手続が明らかではないことから、それに加えて、第三者が係属中の特許出願についていつの時点でも情報を提供することができ、審査において考慮する制度を設ける規定が、JIEPA には含まれています。

### 5.6.4. 分割出願

自己の発意により特許出願を分割することができる規定、すなわち、パリ条約 4 条 G 第 2 項の規定を確認する規定が、JIEPA には含まれています。

### 5.6.5. 拒絶査定不服審判請求時の補正

JIEPA には、拒絶査定不服審判請求時の補正に関し補正をできる機会を一定期間確保する旨の規定が含まれています。

### 5.6.6. 公開公報

JMEPA には出願後 18 カ月経過後に公開公報を発行する旨の規定がありますが、JMEPA の交渉と並行して改正されたマレーシア現行法で担保されてい

ます。

#### 5.6.7. 訂正の機会の付与

JIEPA には、特許の訂正を特許庁に請求することができる旨の規定が含まれています。

#### 5.7. 植物新品種（育成者権）

その内容が詳細であるか最低限のものであるかという違いはありますが、植物新品種に関する規定が JMEPA, JTEPA, JIEPA, JPEPA, JVEPA に含まれています。

本稿を書いている時点で、シンガポールとベトナムが植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV 条約）の 1991 年改正条約に加盟しておりますので、これら 2 カ国では EPA の植物新品種（育成者権）に関する規定は重要性を失っているといえるかもしれません。

これに対し、JMEPA, JTEPA, JPEPA では「自国の法令によって保護することができる植物の種類を増加させるよう努める」旨の規定を有し、また、JIEPA では「1991 年の UPOV 条約に適合する効果的な植物品種保護制度により、すべての植物の種類に対する保護を与える」旨の規定があり、植物新品種（育成者権）の保護の対象の拡張を図ることが定められています。

#### 5.8. 不正競争

パリ条約第 10 条の 2 は不正競争からの保護を規定しているものの、パリ条約に例示列挙されている以外、どのような種類の不正競争から保護されるのかについては、TRIPS 協定を含め、何ら規定がありませんでした。また、交渉の時点で交渉の対象となった ASEAN 諸国の国内法にもそのような規定は実質ありませんでした。

JMEPA, JTEPA, JIEPA, JPEPA, JVEPA には、不正競争の種類を列挙し、それらの不正競争からは保護される旨が規定されています。

#### 5.9. 開示されていない情報の保護

TRIPS 協定第 39 条は開示されていない情報の保護が、パリ条約第 10 条の 2 に規定する不正競争からの保護としてなされる旨の規定があります。

JMEPA, JTEPA, JIEPA, JPEPA, JVEPA には、これを確認する規定が置かれています。

#### 5.10. 知的所有権の行使

知的所有権の行使については、民事上の救済、刑事上の救済が、行政権ではなく司法権に属するものであるため、行政府が交渉する EPA に詳細な規定を置くのは難しい面があり、TRIPS 協定を超える民事上の救済、刑事上の救済の規定は多くはありません。

##### 5.10.1. 民事上の救済

しかしながら、JVEPA には、司法当局が損害賠償額の認定を行なえる権限を有する旨が明示されています。

##### 5.10.2. 刑事上の救済

TRIPS 協定は、少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用及び著作物の違法な複製を刑事上の手続及び刑罰の対象とする旨規定するのみで、これら以外の知的財産権を刑事上の手続及び刑罰の対象とすることは要求していません。

しかし、JTEPA, JIEPA, JPEPA は、これらに加え、故意による商業的規模で特許権、実用新案権、意匠権、集積回路の回路配置利用権並びに植物新品種に関連する権利（育成者権）を侵害する行為を刑事上の手続及び刑罰の対象とする旨規定しています。

##### 5.10.3. 国境措置

民事上の救済、刑事上の救済に対し、国境措置は行政権に属するものですので、EPA に詳細な規定を置くことがより容易であると考えられますが、ASEAN 諸国での税関の財政的・人的資源等の制限やその業務の優先順位からか、TRIPS 協定の規定を確認する規定を超える規定を有しているのは、JMEPA, JTEPA, JIEPA に限られています。

###### 5.10.3.1. 申立て

JTEPA は、申立ての簡素化についての規定を有しています。

###### 5.10.3.2. 点検及び情報に関する権利

JMEPA, JTEPA は、知的財産権の侵害物品の解放を停止することを決定した場合に当該侵害物品の荷送人及び輸入者の氏名又は名称及び住所を知的財産の権利者に通報することについての規定を有して

います。

#### 5.10.3.3. 職権による行為

JTEPA は、商標権並びに著作権及び関連する権利が侵害される場合に職権により国境措置を開始することができる旨の規定を有しています。

#### 5.10.3.4. 積戻し

TRIPS 協定第 59 条は商標権の侵害品について、例外的な場合には積戻しを許容していますが、JMEPA, JTEPA, JIEPA のいずれもが商標権、著作権の侵害品の積戻しを禁止する規定を有していません。

#### 5.10.4. 知的所有権の取得及び維持並びにこれらに関連する当事者間手続

他の国々が結んだ EPA、特に、北米自由貿易協定 (NAFTA) や米星自由貿易協定 (USSFTA) と比較すると、日本と ASEAN 諸国との EPA における特徴は、権利取得手続の簡素化・透明化について詳細な規定を有することです。

これらの規定は、かなり細かいものを含み、個々の内容は目立つものではないかもしれませんが、知的財産制度のユーザからみると、日々の出願手続きを容易とするものであって、実務への影響は大きいものと考えられます。

##### 5.10.4.1. 権利取得手続の簡素化

特定の項目について権利取得手続の簡素化を図る規定としては、署名その他書類を提出した者を特定する方法について認証を求めることを原則禁止する規定が、JIEPA, JPEPA, JVEPA に、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証を禁止する規定は、JIEPA, JVEPA に、優先権の主張の基礎となる先の出願の翻訳文についての認証として、翻訳した者により、その知識の及ぶ限りにおいて先の出願の翻訳が誠実かつ正確に行なわれている旨の書面が提出されることが充分である規定が JPEPA に、そして、委任状の提出が出願と同時に完了することを出願日認定の条件としてはならない旨の規定が JIEPA に含まれています。

また、交渉の時点でシンガポールが標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に加盟していたのを除けば、国際特許分類に関するストラスブール協定や標章の登録のための商品

ASEAN 諸国との経済連携協定の知的財産に関する規定について

及びサービスの国際分類に関するニース協定の加盟国がなかったことから、ストラスブール協定やニース協定に基づいた国際分類を用いた公報を発行することを担保する規定も、JSEPA, JBEP, AJCEP の 3 つ以外の EPA に存在します。

更には、JIEPA と JVEPA は、包括委任状に関する規定と弁理士制度に関する規定を含んでいます。

##### 5.10.4.2. 権利取得手続の透明化

各国の事情に合わせ、特許、実用新案、意匠、商標、植物新品種の登録等に関する包袋情報が公開されることを担保する規定、国境措置として不正商標商品又は著作権侵害物品の解放を停止することを求める申立てに関する情報を公に利用可能とする規定、統計や審査基準等を公に利用可能とする規定が、含まれています。

##### 5.10.4.3. 普及啓発

ASEAN 諸国の大半では知的財産に関する知識が普及していないことを鑑み、知的財産の保護についての啓発を促進するために必要な措置をとるとの規定が含まれています。

#### 5.11. 技術協力

ASEAN 諸国の大半が開発途上国であり、知的財産制度が未発達の間があるところから、技術協力については詳細に規定している面がありますが、出願人や権利者には直接影響を与えないので、説明については割愛させて頂くこととします。

#### 5.12. 知的財産に関する小委員会

EPA には、EPA を結んだ両国間で、経済連携協定の実施及び運用について見直し及び監視を行なうための合同委員会を置く規定が設けられ、また、EPA のそれぞれの章には、それぞれの章の対象についての議論を行なう小委員会が置かれる規定が設けられています。

この小委員会自体は、政府の間で行なわれるものであって、出願人や権利者に直接影響を与えるものではありませんが、多くの場合、その規定に議論すべき事項が列挙されており、それら列挙された事項が EPA の交渉で議論されたものの、合意を得ることができなかったことを示唆していると考えられま



す。

例えば、JTEPA では、以下のものが議論すべき事項として列挙されています。

- ・ 出願手続についての問題（委任状の真正の証明の要件を含む。）
- ・ 意匠についての問題（新規性の喪失の例外及び公開の延期を含む。）
- ・ 商標についての問題（手数料制度，二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一出願及び登録の更新を含む。）
- ・ 植物の新品種の保護
- ・ 不正競争の防止についての問題（ドメイン名の不誠実な登録及び使用，商品の形態の模倣並びに不正競争に対する差止めによる救済を含む。）
- ・ 十分かつ効果的な権利行使についての問題（国境措置の手続を含む。）
- ・ 中小企業のための知的財産権の利用及び商業化
- ・ 部分意匠の保護
- ・ 商標登録出願を却下し，または拒絶しようとする場合において意見を述べる機会
- ・ 伝統的な知識，遺伝資源及び民間伝承
- ・ 地理的表示の保護に関する問題（第百三十四条2に規定する地理的表示の保護を強化することを含む。）について意見を交換すること。

### 5.13. その他の事項に関する規定

これら以外の規定で目立つものが，JSEPA と JTEPA に存在します。

#### 5.13.1. JSEPA

JSEPA では，既にシンガポール知的財産庁が自国の知的財産権に関するデータベースを持っていたこともあり，両国の間で，データベースの相互利用を図る旨の規定を有しています。

#### 5.13.2. JTEPA

本稿を書いている時点では，タイはパリ条約の加盟国となっていますが，交渉の時点ではパリ条約の加盟国ではなかったこともあり，正規の国内出願とされるすべての特許出願または実用新案，意匠若し

くは商標の登録出願が，パリ条約第4条に規定する優先権を発生する旨の規定が含まれています。

また，タイは一村一品運動など中小企業支援に力を入れていることもあり，中小企業による知的財産権の取得に対する支援に関する規定も含まれています。

## 6. 最後に

ここまで，日本と ASEAN 諸国との EPA の条文を概観してきました。これら EPA が交渉されたのが，現在に比べ知的財産の重要性の認識がまだあまり高くなかった 2000 年代前半から中盤であること，また，知的財産よりも開発や発展に重きを置いている発展途上国との EPA であることから，発展途上国側での法改正が必要となる知的財産の保護の強化や拡大を図る条文はあまり含まれない傾向があります。

しかしながら，知的財産分野の特性からみて，先進国と発展途上国の間の経済連携協定の交渉は，先進国が主導権をとる部分が多いものと考えられるところ，知的財産に関する小委員会での討議事項の列挙を勘案したとしても，他の国々が結んだ EPA と比較すると，知的財産の保護の強化や拡大を図る規定に比べ，権利取得手続の簡素化・透明化について詳細な規定を有することから，日本の知的財産分野における交渉の方針が，知的財産の保護の強化や拡大を図るといっても，権利取得手続の簡素化・透明化により重点を置いていると，いえるのではないかと思います。

#### 参考文献

- Koh, T., Lin, C.L. (2004) *The United States Singapore Free Trade Agreement Highlights and Insights*. Singapore: World Scientific Publishing.
- 尾島明 (1999) 『逐条解説 TRIPS 協定』日本機械輸出組合。
- 小林友彦・飯野文・小寺智史・福永有夏 (2016) 『WTO・FTA 入門：グローバル経済のルールを学ぶ』法律文化社。
- 小山隆史 (2010) 「我が国の経済連携協定 (EPA) における知的財産分野の合意」『パテント』第 63 巻第 11 号, pp.78-89.
- 高瀬保 (2003) 『WTO (世界貿易機関) と FTA (自由貿易協定) — 日本の制度上の問題点 (シリーズ・制度のメカニズム)』東信堂。